

(4)「国際的政府機関との協力に関するガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。

(注)第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。

(5)「議長選出に関する手続き規則改正案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。

(注)第 28 回総会にて採択された。

<第 22 回会議関係>

(1)「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第 28 回総会での採択を求めることとなった。

(注)第 28 回総会にて承認された。

(2)手続きマニュアル中の「食品」の定義について議論した結果、現在の定義のまま変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなった。

(注)第 28 回総会にて承認された。

(3)「執行委員会のメンバーの任期に関する手続き規則の改訂案」に関する新規作業に着手することを承認するよう次回総会に求めることとなった。

(注)第 28 回総会にて承認された。

<第 23 回会議関係>

(1)「手続きマニュアル」の「執行委員会の構成メンバーの任期」に関する諸規定の改定について検討され、メンバーの任期は選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文については第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会にて改訂条文は承認された。

(2)「手続きマニュアル」の「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。

(注)第 29 回総会で改訂案は承認された。

(3)「コーデックス規格の一般原則」の見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。

(注)第 29 回総会で検討の結果、CCGP に差し戻して再検討することとなった。

(4)「コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する用語“暫定措置(interim)”の検討」については、“暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまと

め、第 29 回総会での採択を求めることとなった。

(注)第 29 回総会にて承認された。

<第 24 回会議関係>

(1) 2006 年 9 月にベルギーにおいて開催された WG が作成した、「加盟国向けの食品安全のためのリスク分析に関する作業原則原案」について詳細に検討され、修正された作業原則原案が Step 5 として承認され、さらに Step 6 及び 7 を省略して Step 8 として承認することを提案することで合意された。

(注)2007 年 7 月の総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的に Step 5/8 で採択された。なお、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。

(2) コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。最終的に“Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission”のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。

(注)総会で承認された。

(3) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案については、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあってはならないとの発言があり、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。

(4) 食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。

(5) CCMAS が完成させた“Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures”について検討し、承認された。GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織された CCFA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は承認された。

(注)総会にて承認された。

(6) 第 23 回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。

- (7)前回の会議において「コーデックス食品規格の一般原則」の改訂案を委員会に提案することが合意され、第29回委員会総会にて検討されたが、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、委員会は当部会に差し戻すことに合意した。マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。

<第25回会議関係>

- (1)「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂原案について検討され、タイトルを「CODE OF ETHICS FOR INTERNATIONAL TRADE IN FOOD INCLUDING CONCESSIONAL AND FOOD AID TRANSACTIONS」とし、第2条スコープに無償取引や食料援助に関する記述を追加し、第3条原則に賞味期間に関する記述を追加し、第4条のタイトルを変更し、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り輸出国の法律も満たすべきであること等の変更を加え、改訂案として第32回総会へ Step5/8 で提案することに合意した。
しかしながら、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、チュニジア、ウルグアイは迅速ステップの扱いにはコンセンサスが得られていないとして留保した。

- (2)日本から2005年の受諾手順の廃止に伴うCCGPの付託事項の見直しの提案があり、第2センテンスの削除について討議した。
その結果、部会は以下のように付託事項の第2センテンスを削除することを総会に提案することに合意した。
なお、マレーシアはこの決定に異議を表明した。

Terms of Reference

To deal with such procedural and general matters as are referred to it by the Codex Alimentarius Commission.

~~Such matters have included the establishment of the General Principles which define the purpose and scope of the Codex Alimentarius, the nature of Codex standards and the forms of acceptance by countries of Codex standards; the development of Guidelines for Codex Committees; the development of a mechanism for examining any economic impact statements submitted by governments concerning possible implications for their economies of some of the individual standards or some of the provisions thereof; the establishment of a Code of Ethics for the International Trade in Food.~~

- (3)日本から提案のあった手続きマニュアルの付属書「STATEMENTS OF PRINCIPLE CONCERNING THE ROLE OF SCIENCE IN THE CODEX DECISION-MAKING PROCESS AND THE EXTENT TO WHICH OTHER FACTORS ARE TAKEN INTO ACCOUNT」のなかの“受諾”の用語の使用の見直しについて検討した。各国代表団からは“受諾”の用語の見直しは不要、この付属書の訂正は不要等の意見が出され、部会は、当該付属書の改訂は行わず、第4項に対して受諾手続きは2005年に撤廃されたとの注釈を脚注に加えよう総会に提案することで合意した。
- (4)部会はニュージーランドと英国が作成した“risk-based”若しくは“based on risk assessment”の用語の定義の必要性等に関する資料について検討し、この資料での指摘事項は現在及び今後の委員会の作業において心に留めるべきであるということに合意し、この資料については作業を継続しないことに合意した。
- (5)第31回コーデックス委員会においてブラジルからコーデックスの様々な活討の結果、第25回CCGPの会議において事務局が作成した途上国のコーデックスの委員会、部会、タスクフォース、ワーキンググループへの参加状況とその改善策を検討することとなり、今回、事務局の作成したデータについて検討し、8つの改善策(Step3と6における書面コメントの活用、年間の会合開催回数の削減、テレビ会議の導入等)に関して様々な意見を交換した。

部会は更なる討議のために、これまでの検討内容を総会に報告することに合意した。

<第 26 回会議関係>

- (1)「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂案に以下の修正を加えて Step8 とし、第 33 回総会(2010 年 7 月)での最終採択を諮ることで合意した。【議題 3】(第33回総会で採択された。)
 - ①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。
 - ②Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。
 - ③Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)” に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)” と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。
 - ④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。
 - ⑤Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。
 - ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。
 - ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと
- (2)「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」について議論された結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。【議題 4】
- (3)「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会(食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会)に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」について検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。

また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画の Activity2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。【議題 5】
- (4)「コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority” について、統一的な定義を作成することの利点」などについて検討した結果、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。【議題 6】
 - ・2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること
 - ・一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EU を含め多くの国が同意したこと
- (5)「一般原則部会の付託事項(Terms of Reference)の修正案」については、議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。【議題 7】
 - ①より正確になるよう第一文に加筆し
 - ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し
 - ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除するまた、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。

- (6)「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」については、討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。【議題 8】
- (7)「コーデックス会議の共同開催」については、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。
また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。【議題 9】
- (8)「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」については各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。
議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。【議題 10】
- (9)手続きマニュアル第 19 版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。【議題 11】

(10)その他の事項及び今後の作業として以下の2項目について討議された。【議題12】

①ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

②経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関連する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

Ⅲ. コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 等

○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)

- (1)CCMS から提案された「クライテリアアプローチを用いる分析方法の選定に関する一般基準」及び「コーデックス分析方法の構築に関する原則」の改訂を承諾した。(ALINORM03/33A APPENDIX II)

○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16)

- (1) CCMAS から付託された「単一試験書による妥当性確認」及び「コーデックスで用いる分析用語修正案」、「コーデックス規格及び関連文書の作成手順」の修正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX II)
(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。

○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)

- (1)事務局作成資料に基づいて、第 27 回コーデックス総会の決議事項及び付託事項の説明があった。特に、コンセンサスの定義の作成や関係する Procedural Manual の改訂について議論を行い、結果、新たな作業として取り上げないことを合意した。

- (2)CCFAC からの付託事項の内、Draft Risk Analysis Principle Applied by the CCFAC については、マレーシアなどから文章の修正要求が出され、CCGP のその他の規則などとの整合を可能な限り図るという権限において、内容の現行を伴う修正が適当かどうか、文書を修正した場合に CCFAC に戻すかどうかの議論を行い、結果、すでに採択済みの Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius との整合を図る観点から、複数の文章を修正し、Codex 総会に Step 8 として採択するよう勧告することを合意した。

なお、この Text については他の部会に影響を及ぼすようなひな形には必ずしもしない点を確認した。

(注)第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。

- (3)もう一つの付託事項の Draft CCFAC Policy for Exposure Assessment of Contaminants and Toxins in Food or Food Groups については、一文句の修正を行い、Codex 総会に Step 8 として採択を勧告することを合意した。

(注)第 28 回総会で承認された。

○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)

- (1)分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

- (2) 2005 年の総会で CCFAC を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定した。この決定に従って事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、修正した上で第 29 回総会に提案することが合意された。

(注)第 29 回総会では一部修正されて承認された。

- (3) 食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意されたが、同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会では食品照射は CCFH が扱うことが合意された。

- (4) 残留農薬部会(CCPR)が作成した「JMPPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改訂案」の内容について検討し、一部を修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)

- (1)EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討され、役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。

- (2)コーデックス食品規格の汚染物質に関するセクション中に食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTF)を参照すべし、との文言を記述する件については CCFAC が提案した標準文章が承認された。

○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)

- (1)分析・サンプリング部会(CCMAS)から提案された「コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン案」の作業の終了に伴う手続きマニュアルの修正、栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)から提案された「CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案」について承認された。

- (2)ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC)からの提案については、コーデックス手続きマニュアルにおける、手続き規則「第 10 記録と報告」の第 1 項と、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフは矛盾せず、補完的な役割を果たしていることを確認した。

- (3)執行委員会(CCEXEC)に対し、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフについても、必要な修正を加えて手続きマニュアルに収載することを推奨することで合意した。

○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22)

- (1)食品衛生部会から付託された「食品衛生部会に適用されるリスク分析の原則及び手続き」原案は、本体と付属文書との間に重複があることについて議論されたが、特に修正することなく承認された。

(2)「個別食品規格の様式」(手続きマニュアル)中の食品添加物の項の修正案についても承認された。

IV. 近年作業が完了した議題と現在検討中の規格等

1. 近年作業が完了した議題と経緯

作業完了議題	各国の対応
(1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案	<p>消費者の健康保護及び公正な貿易の確保に配慮するとともに、必要に応じて予防処置を執り行うことなどが盛り込まれた作業原作文</p> <p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 24 回コーデックス総会(01 年)において、「リスク分析のための作業原則」(リスク分析の目的、適用範囲などを規定)については、03 年までにコーデックス内部向けの作業原則をまず完成することとなった。 ・その後、鋭意作業が進められ、主要な対立点はすべて解消し、02 年の執行委員会で Step 5 に進められた。 ・議論の結果、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8 として、03 年 6 月の総会に進めることが合意された。
(2) 地域経済統合機関の加盟問題について	<p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EC 等地域経済統合期間の加盟問題については、02 年の一般原則部会で様々な疑念が呈されたため、FAO 憲章・法律事項部会が検討を行いその報告書が出された。 ・今次部会では、当学報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案について議論された。 ・米国から、「メンバー期間と加盟国はその権限の範囲内で議論に参加する」等の修正提案がなされたが、EU 諸国から「このような最終時点での修正提案は理解できない」等の反対意見が相次いだ。 ・結局、米国提案は採用されない形で手続き規定の改訂案を第 26 回総会へ提出することに合意した。 ・主な改訂点は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・現行手続き規定のルール 13 をルール 14 とし、新たに以下のルール 13 を追加する。 ・"Membership shall also comprise regional economic integrations members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission". ・現行手続き規定のルール III とし、新たに 8 つの条文からなるルール II(加盟組織)を追加する。
(3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案	<p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国向けの原則についても、コーデックス向けに引き続いて作成することとされ、02 年の執行委員会で新規作業として承認された。 ・提示されている事務局案は、コーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた原則案となっている。 ・議論の進め方については以下のような意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国向けの原則案については、コーデックス向けをベースにした本原案の検討を進めるべき(EU 諸国、カナダ) ・各国政府がリスク分析を適用する際にもっと有用なガイダンスを作成すべき。(米国、豪州) ・一般的な原則を作成することとして、必要に応じてガイダンスを作成すべき。(ノルウェー、日本) ・予防措置 ・予防措置については、重要なリスク管理の選択肢の一つであるとの共通認識であった。 ・以下の点について対立があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国が予防措置を適用するためのガイドラインを作成すべき(EU ほか欧州諸国) ・予防の概念は SPS 協定にすでに規定されているため、ガイドラインを作成する必要性がない。(米、南米諸国等) ・ワーキンググループ ・コーデックスで検討するためのワーキンググループの設置の必要性についても議論となったが、開発途上国の参加がない(米、南米諸国等)等の理由から設置は見送られた。

作業完了議題	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・結局、原案は Step 2 に差し戻しとなり、今回の議論や今後の各国からのコメントを踏まえ、他の部会などで検討している関係作業との重複を避けるとともに、FAO や WHO で行われているリスク分析の実用的な適用を含めた作業の検証を行いつつ、事務局が原案を修正することとなった。 ○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16) <ul style="list-style-type: none"> ・Step 3 に差し戻ることが合意された。 ○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17) <ul style="list-style-type: none"> ・米国を座長、マレーシアとモロッコを副座長とする作業部会を設置してさらに審議することとなり、Step 2/3 に戻されることになった。 ○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18) <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドが再検討し、次回会議まで検討を延期することとなった。 ○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19) <ul style="list-style-type: none"> ・詳細に検討され、修正された作業原則原案が Step 5 として承認され、さらに Step 6 及び 7 を省略して Step 8 として承認することを提案することで合意された。 (注)・2007 年 7 月の総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的に Step 5/8 で採択された。 ・なお、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。
<p>(4) トレーサビリティ/ プロダクト・トレー シング(TR/PT)の 検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15) <ul style="list-style-type: none"> ・02 年の本部会で検討がなされたが、リスク管理の視点から優先的に議論をすべき、他の目的(消費者への情報提供等)の視点からも併せて議論すべき、との意見が対立した。 ・このため、事務局がディスカッション・ペーパーを作成し、今次部会ではこれを基に以下のような議論がなされた。 <ul style="list-style-type: none"> (1)定義 <ul style="list-style-type: none"> ・定義、ガイドラインの作成を行うべきである(EU 諸国) ・まずは、定義の作成を行うべきである(日本) ・定義の作成に限定すべきである(南ア、インドネシア) ・定義の作成は疑問(米国、豪州、南米諸国等) (2)検討の視点 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性の視点から検討すべきである(米国、豪州、NZ、南諸国等) ・食品の安全性と消費者への情報提供などの両面から検討すべき(日本、EU 諸国等) (3)検討の進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・一般原則部会が、他の部会の動向も踏まえつつ主体的に検討を進めるべきである(日本、EU 諸国等) ・すでに、トレーサビリティ/プロダクト・トレーシングについて WG が設置されている食品輸出入検査証明システム部会(CCFICS)の作業を支持(米国、豪州、南米諸国等) ・このほか、実地可能性やコスト便益について考慮する必要性について開発途上国から強調がなされた。 ・結局、フランスがゴードィネートする Eメールを利用した WG を設置して定義に関する検討を行い、次回会合で検討することとなった。 ○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16) <ul style="list-style-type: none"> ・提議案を手続規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV) (注)第 27 回 CAC 総会において採択された。
<p>(5) 国際政府間機関 との協力のための ガイドライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15) <ul style="list-style-type: none"> ・本作業は、第 24 回総会で開始が決定され、これを受けて事務局が手続きマニュアルにあるコーデックス基準などの作成のための統一手続きの改正案を作成した。 ・02 年の本部会での議論の結果、手続きマニュアルの改訂ではなく、新たなガイドラインの作成を行うこととされた。 ・今次部会では、事務局が作成したガイドライン案を基に議論がなされた。

作業完了議題	各国の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・同ガイドライン案は、以下の 3 パターンに分けて、各種手続きなどが定められたものとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ①他の機関との共同企画などの策定 ②他の機関をコーデックスの機関と見なして、コーデックス規格などの策定 ③コーデックス企画などの原案作成段階での実質的な協力 ・多くの国から、以下のような提案がなされたが、時間的制約から十分に議論することができなかつたため、今回の議論を踏まえフランス事務局が修正案を提示し、次回会合でさらに検討することとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ②はコーデックスの権限を他に委譲することから不適切であり、また、③はすでに事実上行われているものがあり、このガイドラインにあえて盛り込む必要はない。以上の理由から①のみをベースに検討すべきである。 <p>○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議において検討することとなった。 <p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格素案を作成できる協力国際政府機関について、SPS 協定機関に限定しようとする開発途上国と先進国の議論となり、結局、限定しない方向で修正し、総会に諮ることとなった。 ・日本からは以下の 4 点について発言を行い、修正に反映された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの構成 ・協力対象機関の要件 ・協力対象機関の範囲 ・OIE との協力の現状 <p>(注)第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。</p>
(6) 手続き規程ルールの改訂案	<p>○第 19 回会議(2003 年 11 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続き規程のルール IV 「執行委員会」とルール XII 「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置)の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALLINORM04/27/33 APPENDIX II) <p>(注)第 27 回 CAC 総会において出席国数が定足数を満たさなかつたため、次回総会に先送りとなった。</p>
(7) コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案	<p>○第 19 回会議(2003 年 11 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の実地などが決定されたのを受け、基準や関連テキストの重大な見直しに関連する「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。 ・本改訂案では現行パート 1 がパート 3 に変更され以後の番号が繰り下がり、新たにパート 1(戦略的計画の策定)及びパート 2(作業評価)が追加された。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX III) <p>(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。</p>
(8) 議長を選定基準案	<p>○第 19 回会議(2003 年 11 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議長を選定基準案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VI) <p>(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。</p>
(9) 「作業優先順位の作成に関する判断基準」の改訂	<p>○第 19 回会議(2003 年 11 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに検討することになった。 <p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO からの要求の可能性等を想定して「国際政府間機関からの提案」を基準策定の優先基準に追加する修正がされたが、マレーシア、アルゼンチンが留保を表明した。 ・現在、コーデックス委員会の構成や委託事項等の見直しがされていることから、これを待って作業優先順位確立に係る規更改定を行うべきとの意見があり、総会に対し、修正案を採択すべきか保留すべきか、今後の進め方に関する意見を求めることとなった。 <p>(注)第 28 回総会にて改訂案が承認され、さらにコーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。</p>

作業完了議題	各国の対応
(10) 「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」	<p>○第 19 回会議(2003 年 11 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国のコメントを踏まえて改訂し、次回会議でさらに検討することになった。 <p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的ワーキンググループについて <ul style="list-style-type: none"> ・透明性の確保のため別途定める場合を除きオブザーバーの参加を認めること及び 3 つの公用語訳をつけること等の修正がされた。 ・総会での採択を求めることとなった。 ・電子的ワーキンググループについて <ul style="list-style-type: none"> ・物理的ワーキンググループと同様の修正に加え、コーデックスコンタクトポイントを通じて参加者の登録を行うべきこと等の修正がされた。 ・総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第 28 回総会にて採択された。</p>
(11) CAC の活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討	<p>○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議にて検討することとなった。 <p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・INGO より、最低年数や活動地域の要件に対し、反対の意見が提出された。 ・各国からは、参加資格剥奪の手続きについて透明性を失わないようにとのコメントが提出され、修正し、総会に諮ることとなった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。 <p>(注)第 28 回総会にて採択された。</p>
(12) 手続き規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案	<p>○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III) <p>(注)第 27 回 CAC 総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。</p>
(13) 手続規則の規則 IV.1 の「代表」についての解釈	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行委員会の構成メンバーでは、7 つの地域より 1 ヶ国が代表国として参加するが、北米地域は米国、カナダの 2 ヶ国のみであることから、議長、副議長も執行委員会の「代表」メンバーと解釈すれば、北米地域としての代表が不在となる可能性がある。 ・FAO 法務部の代表は、議長・副議長がその任に当たる際には、自国代表ではなく、個人の資格でコーデックス全体の利益を代表するものであり、手続き規則の「代表」には含まれないと解しうる旨説明した。 ・しかし、議長・副議長も「代表」に含めるかどうかにつき意見が割れ、オランダ、ベルギーなどは、上記の北米地域の問題は地域の区分を見直すことにより解決可能と主張した。 ・本件は、今後総会に助言を求めることとなった。
(14) 執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブによる中継、ヒアリング会場の設定などの案についてコストを中心に事務局より説明があり、最も安い方法を事務局で模索することとなった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。 <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。 ・最終的に“Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission”のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。 <p>(注)総会で承認された。</p>

作業完了議題	各国の対応
(15) 正式会合における発言に関する手続き規則の修正についての検討	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価レポートでは、代表団のチーフについて問題点が指摘されているが、規則の修正案では、代表団の構成員が発言する場合の手続きとなっており、解決策となっていないとの指摘がなされた。 ・しかし、事務局より、現在部会のガイドラインに書かれている原則を総会にも定めるだけとの説明があり、原案で総会に諮ることになった。 ・日本からは特段の発言を行わなかった。
(16) 執行委員会構成メンバーの任期の明確化	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会議長、副議長、地域代表国及び地域調整国の任期について整合性を図るため、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は 1 回とすることが妥当であるという意見が多かった。 ・しかし、それぞれの任期開始時期を合わせるかどうかの検討を要すること及び本件について手続き規程の改定検討を総会から特段付託されていないことから、任期のシミュレーションを含む更なる討議資料を事務局が作成し次回本部会にて検討することとなった。 ・日本からは、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は 1 回という考え方を支持するとともに、任期年数に上限年数 4 年をもうけるべきとの発言を行い、今後の検討の方向として上限年数の提案が記録された。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンバーの任期は、選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文については第 29 回総会に採択を求めることが合意された。 <p>(注)第 29 回総会にて改訂条文は承認された。</p>
(17) CCFAC に適用されるリスク分析原則案	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討し、第 28 回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意された。 <p>(注)第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。</p>
(18) 食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関する CCFAC 方針案	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討し、第 28 回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意された。 <p>(注)第 28 回総会で承認された。</p>
(19) コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き	<p>○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規定は現在空文化していることから、受諾及び通告に関する手続き規定を廃止すべきとの意見が出された。 ・しかし、「コーデックス委員会手続きマニュアル」のうち削除・改訂を要する文書、条項が複数存在し、具体的な改訂箇所が不明確だったため、事務局が受諾手続きに関する改訂案を作成し、次会本部会にて検討することとされた。 <p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第 28 回総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第 28 回総会にて承認された。</p>
(20) 議長選出に関する手続き規則改正案	<p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第 28 回総会にて採択された。</p>

作業完了議題	各国の対応
(21) 「暫定」の定義について	<p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・”暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第 29 回総会にて承認された。</p>
(22) CCFH の作業運営方法に関する文章について	<p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き次回本部会で検討することとなった。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いくつかの修正が加えられた後、再検討のために CCFH に差し戻すこととなった。
(23) CCFA 及び CCCF の付託事項案について	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・05 年の総会で CCFAC を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定した。 ・この決定に従って事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、修正した上で第 29 回総会に提案することが合意された。 <p>(注)第 29 回総会では一部修正されて承認された。</p>
(24) CCFH の新しい付託事項について	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意された。 ・同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。 <p>(注)第 29 回総会では食品照射は CCFH が扱うことが合意された。</p>
(25) 「JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改定案」について	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬部会(CCPR)が作成した JMPR による評価対象の優先順位付け基準改定案の内容について検討した。 ・一部を修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意された。 <p>(注)第 29 回総会で検討の結果、改定案は承認された。</p>
(26) 「分析結果の活用」の改訂案	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第 29 回総会に採択を求めることが合意された。 <p>(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。</p>
(27) コーデックス規格の一般原則	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 <p>(注)第 29 回総会で検討の結果、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、CCGP に差し戻して再検討することとなった。</p> <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。 ・当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。
(28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議で継続検討することとなった。 <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。 ・地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討された。 ・役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。

作業完了議題	各国の対応
(29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について	<p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」の修正について合意し、第 29 会総会での採択を求めることとなった。 ・第 29 会総会で改訂は承認された。 <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。 ・このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。
(30) リスクマネジメント方法論原案について	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。
(31) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案について	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあってはならないとの発言があった。 ・必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。
(32) CCMAS が完成させた “Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures” について	<p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これについて検討し、承認された。 ・GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織された CCFA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は承認された。 <p>(注)総会にて承認された。</p>

2. 作業中止となった議題

作業中止の議題	各国の対応
(1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について	<ul style="list-style-type: none"> ○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16) <ul style="list-style-type: none"> ・手続き規則の中の「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。 ○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17) <ul style="list-style-type: none"> ・議論した結果、現在の定義のままで変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなった。 (注)第 28 回総会にて承認され、改訂作業は中止された。
(2) 食品安全に関わるリスク分析用語の定義について	<ul style="list-style-type: none"> ○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17) <ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランドがディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。 ○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18) <ul style="list-style-type: none"> ・「リスクベース(risk based)」と「リスクマネジメントの枠組み(risk management framework)」の用語の定義に関する資料については、ニュージーランドが再改訂し、次回会議で検討することとなった。 ○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19) <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案について検討されたが、各国から様々な意見が出された。 ・日本国からは、「リスクベース」という文言は the Code of Hygienic Practice for Meat, the Code of Practice for Good Animal Feeding, the Guidelines for Food Import Control System のテキストの中で使用されていること、及び、委員会は既存の条項をリスクベースの基準に関する将来的な作業を考慮する必要があることを述べた。 ・当部会は会議の各国の発言を踏まえた改訂版をニュージーランド及び米国に作成するよう要請した。 ○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21) <ul style="list-style-type: none"> ・「リスクベース(risk based)」の規格と「リスク評価に基づいた」規格の概念に混乱があることから、この定義について議論することが提案された。 ・しかし、リスク分析に関係する作業が進行中であることから、この議論は時期尚早であるため作業を中止することとなった。
(3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19) <ul style="list-style-type: none"> ・ラテンアメリカ及びカリブ海地域調整委員会(CCLAC)からの委託事項の見直しに関する提案を発端として、各地域調整委員会の委託事項の見直しの必要性が検討された。 ・最終的に結論に至らず、次回引き続き検討することとなった。 ・インドから CCGP に対してコーデックス食品規格と関連テキストの作成手順に対する多くのコメントが提出されたことを踏まえ、第 27 回総会にてインドがディスカッションペーパーを作成することが了承された。 ・第 23 回 CCGP の会議においてインドの作成したディスカッションペーパーについて検討し、今後さらに検討することが確認された。 ・インドが作成したディスカッションペーパーの中の以下の三つの項目について各国から意見が出された。 <ul style="list-style-type: none"> (i)作成手順におけるコンセンサスによる決定の参照 (ii)Critical Review 内において、発展途上国の現状を考慮するやり方に関する基準作成 (iii)本来関わる部会以外の部会に作業をゆだねる決定の根拠を含んだ Critical Review の範囲 ・これらの意見を踏まえ、更なる助言を求めため総会にペーパーを提出することが合意された。 ○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21) <ul style="list-style-type: none"> ・CCLAC より、委任事項に「戦略的事項について地域の見解の採択を促進する」を加えることが提案された。 ・しかし、他の地域部会より、現行の委任事項においても実施可能である旨の意見が出された。 ・地域部会で地域の見解を取りまとめることができることを確認した上で、委任事項は変更しないことで合意した。

3. 現在検討中の規格等

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(1) 食品の国際貿易のための倫理規約の改定案</p>	<p>WTOが発足する前に定められ、またリスク分析の考え方がCACに取り入れられる以前のものであることから、SPS 協定や最近策定された基準などとの整合性を図るために見直し作業を行っているものである。</p> <p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討を進める前に現行の code の不明確な点について議論をすべき(米国、豪州、チリほか)、開発途上国に考慮すべき(チリ、ボリビアほか)等の意見があった。 ・時間的制約から Step 2 に差し戻しとなり、今回の議論を踏まえて事務局が修正案を作成し、次回会合で議論することとなった。 <p>○第 19 回会議(2003 年 11 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Step 2 に差し戻して改訂し、Step 3 で各国にコメントを求めることになった。 <p>○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Step 3 に差し戻すことが合意された。 <p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCFICS の活動との兼ね合いを確認することが必要とされ、CCFICS からの返答を踏まえて次回本部会で検討することになり、Step 3/4 に留め置かれることとなった。 <p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CCFICS が検討中であることを考慮し、次回会議まで検討を延期することとなった。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、スコープとタイトルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであることなどの変更が加えられた。 ・第 32 回総会に Step 5/8 で最終採択することを諮ることとされた。 ・チリ、メキシコ、マレーシア、フィリピンなどが Step 5 に留めるべきとして保留した。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22)【議題 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案に以下の修正を加えて Step8 とし、第 33 回総会(2010 年 7 月)での最終採択を測ることで合意した。(第33回総会で採択された。) ①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。 ②Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。 ③Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)”に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。 ④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。 ⑤Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。 <ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。 ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと

現在検討中の規格等	各国の対応
<p>(2) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について</p>	<p>○第 22 回会議(2005 年 4 月:H17) ・事務局がディスカッションペーパーを作成し、次回本部会で検討することとなった。</p> <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19) ・前回の会議において「手続きマニュアル」の内容や構成を再検討することが了承され、事務局は大きく分けて以下の二つのパートからなるマニュアル案を作成した。 ・一般的に適用される手順やその他のテキスト ・作業や委員会の特別な範囲に適用されるテキスト ・この事務局案に対して、もっと判りやすいインデックスをつけてほしいとか、二冊に分けてほしいとか、今のように一冊の方がよいといった様々な意見が出された。 ・事務局が出されたコメントを踏まえたマニュアル案を作成することとなった。</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21) ・これまで出された意見をもとに作成された手続きマニュアルの第 18 版の早刷り(英語版)が資料として配布され、各国が意見を事務局に提出することとされた。</p> <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22) ・手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。</p>
<p>(3) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」について</p>	<p>○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18) ・手続きマニュアルの「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。 (注)第 29 回総会で改訂案は承認された。</p> <p>○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19) ・前回会議で削除された内容を「手続きマニュアル」の他の規定に取り組みか否かについてはコンセンサスが得られず、再度総会に審議の必要性を確認することとなった。</p>
<p>(4) コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討</p>	<p>・食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会および栄養・特殊用途食品部会において、各部会におけるリスク分析の原則に関する文書が作成されているが、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Active2.1 では CCGP がこれら原則文書の間に様式・内容などの一貫性の有無についてレビューすべきとあることから、この作業を今部会で開始したもの。 ・将来各部会におけるリスク分析の適正な適用を図るのが目的。</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21) ・事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないことなどの指摘がなされた。 ・しかし、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、本部会で指摘があった、それぞれのリスク分析の原則を比較できるような資料を作成してほしいなどの意見を踏まえ、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。 ・なお、インドより食品衛生部会のリスク分析の選俗に関する文書も原案が作成されており、近いうちに Step 3 で各国の意見を求めることになっている旨報告があった。</p> <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22) ・コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、コーデックス事務局が準備した文書を基に検討した。 ・日本を含め複数の国から以下のような指摘がなされた。 ①本検討作業の本来の目的は、リスク分析の適用そのものの一貫性をみるためであり、コーデックス事務局が準備した文書に示されているような、項目の順番や様式など形式的な違いをみるためのものではないこと ②、リスク管理者とリスク評価者の間の相互関係の強化を図るべきものであること</p>

現在検討中の規格等	各国の対応
	<p>③各大会が科学的観点から考慮し作成した文書の形式については、柔軟性を有するべきであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の結果、各大会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。 ・また、事務局が行ったレビューを各大会に送付することで合意し、今後、各大会が同戦略計画の Activity2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。
(5) コーデックスの作業における途上国の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・第 31 回総会において、コーデックスの主要部会の開催地域が変更していること、また、資金及び人的資源の不足などの理由から、コーデックス会議への途上国の参加を妨げられ、規格策定のプロセスにおける途上国からのインプットが少ないという問題が生じていることが指摘された。 ・コーデックスの民主的かつ透明性のある運営のために、早急に解決する必要があるとの意見を受け、CCGP においても本件について検討することとされたもの。 <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途上国の参加に当たっては、以下のように様々な意見が出されたことを第 32 回総会に報告するとともに、引き続き総会でもこの議題を議論することとされた。 ・キャンペーン・ビルディングが大事であること ・人的、金銭的資源の他にもビザ取得など実務上の困難もあること ・途上国の中にもコーデックス・トラストファンドに頼るのみでなく、自国で費用を負担して部会に出席し始めた国もあること ・途上国からの参加を増やせるとしても、科学的基礎を持たない参加者が増えることはコーデックスの作業にマイナスであること ・コーデックス・トラストファンドの運営の透明性を高める必要があること
(6) OIE と Codex の合同規格	<p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、Codex との協力関係はすでに存在するが、より連携を強固にするために OIE/Codex 合同規格を作成することを検討する提案がなされた。 ・日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具體的な作業が提案されないと議論が難しい旨の意見が出された。 ・Codex 事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされた。 <p>○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの指摘があった。 ・最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。
(7) コーデックス規格の適用に関する言及	<p>コーデックスの個別食品規格において、すでに廃止された「受諾(acceptance)」に関する記述が含まれるものが存在するため、同様の記述を含む規格をすべてリストアップし、この問題をいかに一貫した方法で水平的に取り扱うかについて検討するもの</p> <p>○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の回付が遅かったことから、事務局が再度同様の文書を回付して、総会までに各国が意見を提出することとなった。 ・また、日本が提案した、手続きマニュアル付属文書「コーデックスの思想決定過程における科学の役割ならびにその他の事項が考慮される範囲に関する原則の表明」に「受諾(acceptance)」に関する記述が残存する件については、記述は変更せず、「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることで合意された。